

## 若者を狙う！マルチまがい商法

### 1. トラブル事例

友達に「いいバイトがある」と呼び出されて喫茶店に行くと、同席した業者からネット広告の代理店契約の勧誘を受けた。「友達を紹介すれば2万円入る。その友達が他の人を紹介すれば、そのたびに2万円入り、努力しなくても収入が得られる」と説明された。契約書にサインするときになって30万円の契約金が必要とわかり、お金がないと断ると、サラ金で借ればいいと言われ、しかたなく契約した。

後日、解約したいと申し出たが、できないと言われた。



### 2. アドバイス

業者は、契約内容の詳しい説明なしに、もうかる話ばかり強調し、契約金をサラ金などから借金させて強引に契約を迫ります。

商取引に不慣れな消費者を狙ったマルチ商法\*の手口と考えられますが、解約を申し出ても、業者は契約者である消費者に対し「事業者として契約した」と主張して、消費者であれば認められるはずのクーリング・オフ(無条件解約)に応じようとしません。

**友人からの誘いでも勇気を出してキッパリ断りましょう！**

\*マルチ商法…販売組織の加入者が、消費者を販売組織に加入させると同時に、商品やサービスの購入契約をさせてマージンを得る仕組みの商法。これを繰り返すことで、販売組織はピラミッド式に拡大していく。ネットワークビジネスとも呼ばれる。

特定商取引法のクーリング・オフ(20日間)が適用される。

商品及びサービスに係る契約等のご相談は・・・

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999 (相談コーナー直通)

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック！かわら版のバックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配布などにお使いください。